



シルバーとさ

センターマスコットキャラクター「メメ&ペペ」 by K.Sakamoto

編集・発行

(公社)土佐市シルバー人材センター
〒781-1105 土佐市蓮池 2211-2
電話 088-852-1123 FAX 088-828-5520
HP <http://www.tosa-sjc.or.jp/>
メール mail@tosa-sjc.or.jp

ご挨拶

新春のお慶びを申し上げます。会員のみなさま、ご家族のみなさまには、昨年中、多大なご支援とご協力をいただきまして、当センターの公益目的事業が大幅に増加しておりますことに、心より御礼を申し上げたいと存じます。



さて、令和の時代を迎えて早くも8年目を迎えました。この間、シルバー人材センター業界では、令和元年に施行された消費税率の改定・軽減税率の導入にともない、個人事業主である会員のみなさんの基本的な立場などの関する要件が大きく変わってきました。

そのひとつがフリーランス法であり、契約方法の見直し論ですが、これまでお知らせしてきたように、フリーランス法の要件の一つである就業条件明示書については一定の成果を得ています。しかし、他方の課題である契約方法の見直し、つまり「包括契約」への移行については、その実施主体が各拠点センターの判断に委ねられていることから、当センターも理事会で真剣な協議を重ねて対応することを迫られています。

このことの根源となっているものは「消費税」です。消費税はご承知のとおり、国内での資産取引に課税されるものですから、会員のみなさんがシルバー事業を通じての就業が「役務の提供行為」という取引にあたるため課税されることにあります。消費税は、国税と地方税に区分され、受け取った消費税から使った消費税を差し引いた(仕入れ控除といいます。)残りはすべて納税とならなければなりません。

しかし、免税事業者である会員のみなさんは、この納税義務がない代わりに、インボイス請求書(税務署に登録したことを証する番号と消費税額を表示したもの)を発行することができないため、受け取る側、発

注者(課税事業者)では、会員のみなさんに支払った消費税の額を証明出来ず、結果、仕入れ控除が出来ないという事態になります。

今回の包括契約で、会員のみなさんと取引する発注者の方々にとって、仕入れ控除が出来ないことは少なからず影響を受けるため、この包括契約に移行していくに、発注者の方々に丁寧かつ相応の説明を行うて理解をいただくという手続きが必要となってくることは当然です。

土佐市SC理事会では、1月開催の理事会で、この協議を行っていく予定で準備を進めていますが、何よりも会員のみなさんにも理解していただく必要があります。このため、難しい課題ではありますが、この後、お知らせする包括契約への移行に関する説明について、理解を深めていただくようにお願いします。

令和8年1月期に入り、7年事業年度も残すところ3月となりました。年末にも触れましたように、本年度、公益目的事業は大きな契約もあり過去最高の実績値となる見込みでございますが、その結果もすべて第4四半期の成否によるところです。この後も会員のみなさんには、明るく健康で安全面に絶対的な配慮をされ、元気に就業していただくことを切にお願い申し上げます、ご挨拶に代えさせていただきます。

令和8年 元旦

公益社団法人土佐市シルバー人材センター
理事長 寶藏昭治郎 外役員一同
事務局長 田添 隆秀 外局員一同

高知県内全域に『高齢者交通死亡事故多発警報』が発令

高知県文化生活部の小椋和之副部長は、1月6日、「本日、県内全域に『高齢者交通死亡事故多発警報』を発令し、交通死亡事故抑止のための対策を強力に推進する。」と記者発表されました。

また続いて、「これは、12月26日から1月5日までの11日間に県内で高齢者の交通死亡事故が4件、6日朝に須崎市で重体事故が発生したことから、6日付けで「高齢者交通死亡事故多発警報」を発表しました。この警報が発表されるのは約13年ぶりです。県民会議は1月6日から1月15日までを警報発令期間として、警察のパトロールやボランティアによる街頭指導を強化します。」と説明されています。(高知県ホームページから引用)

高齢者就業が主体の土佐市SCでも「緊急対応要件」として取り扱いますので、会員の皆さんは、就業中ももとより私生活においても十分に留意されるようにお願いします。

特に、運転中は制限速度の維持、適度な車間距離の保持、一旦停止厳守、など道路交通法に沿った運転をして下さい。また、アクセルとブレーキの踏み間違いには徹底して注意して下さい。

さらに、歩行中は必ず道路の右側歩行、道路の横断は迂回しても「横断歩道を渡る」ようにして下さい。

【注意】

2026年4月1日から、自転車の交通違反に対して「青切符」制度が導入されます。これは、自転車の信号無視やスマートフォンの使用など「ながら運転」の行為に反則金が科されるようになりますので、お孫さんなど含めて家族全員で注意していきましょう。

みんなで安全運転・安全歩行の励行を!!

守ろう土佐市SCらしい公衆道徳を!!

今年に入り会員が草刈り作業に入った際に、作業対象地以外の第三者地で「用を足す」行為が発生し、この土地の賃借者から強いお叱りを受けました。この方は、当初、「わざわざ当地まで入り込んで用を足すことではなく、近隣の商業施設・公共施設を利用すれば何らの問題も発生しないのでは？」との意向で、警察に訴えることも表明していましたが、理事長・常務理事・事務局長の三者で謝罪し、改めて全会員に対し「公衆道徳遵守」を指導すること、公益法人の基本に基づいた言動を行っていくこととお許しをいただいた次第です。

会員のみなさんは、作業入り前の現地の確認、下準備の徹底も指導しておりますが、こうした公衆衛生の適切な保持も土佐市 SC 会員が守らなければならない要件ですので、今後は「他人事」と思わず、各員で徹底するように願います。

なお、当該相手方から「必要なら事前に連絡くれたら駐車することにも協力する。」との温かい言葉をいただいたことを申し添えます。(理事長 宝蔵昭治郎)

☆お仕事情報☆

	就業先	作業内容	摘要
①	高岡	伐採作業	裏庭の樹木
②	高岡	草刈作業	岸の草刈
③	高岡	草引作業	庭
④	新居	草刈作業	庭、洗濯場
⑤	高岡	草引作業	庭
⑥	宇佐	庭の整備	庭の砂利敷き
⑦	蓮池	草刈作業	3カ所
⑧	宇佐	草刈作業	庭
⑨	新居	草刈作業	庭と家の周囲
⑩	蓮池	剪定作業	ウマメガシ
⑪	家俊	草刈作業	家の裏の畑
⑫	高岡	草刈作業	畑
⑬	高岡	草刈作業	
⑭	宇佐	草刈作業	家の東の草刈、刈草は袋へ
⑮	永野	剪定作業	生垣の剪定、ウマメガシ・ロウバイの伐採
⑯	高岡	伐採作業	裏山の樹木
⑰	高岡	伐採作業	カシの木
⑱	高岡	剪定作業	庭木の剪定、松あり

⑲	蓮池	草刈作業	家の裏の草刈、斜面
⑳	高岡	不用品整理	倉庫内不用品の撤去
㉑	甲原	草刈作業	空地の草刈
㉒	高岡	庭の整備	庭の落ち葉収集
㉓	新居	剪定作業	庭木の剪定、松あり
㉔	波介	伐採作業	
㉕	塚地	草刈作業	庭、不用品撤去
㉖	蓮池	伐採作業	竹
㉗	宇佐	草刈作業	畑
㉘	宇佐	庭の整備	庭の草刈、庭木の伐採等
㉙	春野町	剪定作業	文旦
㉚	高岡	墓地清掃	落ち葉等の撤去必要
㉛	宇佐	伐採作業	墓地の樹木の伐採、除草剤で枯らす
㉜	高岡	庭の整備	庭木の剪定、庭の清掃等
㉝	高岡	草刈作業	駐車場周囲の草刈
㉞	宇佐	伐採作業	墓地の上の木の伐採
㉟	西鴨地	草刈作業	文旦畑、4月中旬以降
㊱	朝倉	生垣剪定等	生垣の剪定、草刈等
㊲	宇佐	庭の整備	庭木の伐採、庭の草刈、処分
㊳	高岡	選挙折込	詳細が分かり次第連絡します。

「就業検索システム」に随時、当センターに依頼のあった仕事情報をすべて掲載し、いつでも会員のみなさんにパソコンで見ることが出来るようにしています。
業務内容の詳細や、現地確認の希望等がありましたら、遠慮無く事務局までお問い合わせください。

■センター概要について

□会員数(令和8年1月1日現在) 総会員数211名・男性140名・女性71名

□配分金のお支払い日

【センター請負就業の方】

○毎月15日(土日祝祭日の場合は、その前日)※1月、4月、5月は20日振り込み

【指定管理業務コミセン就業の方】

○毎月15日(土日祝祭日の場合は、その前日)※1月、4月、5月は20日

【派遣就業の方】

○毎月25日(土日祝祭日の場合は、その前日)※高知県連合会から振り込み